

○新潟市西川社会福祉センター条例

平成16年12月24日

条例第58号

改正 平成17年7月1日条例第46号

平成18年12月21日条例第71号

平成19年9月28日条例第66号

(設置)

第1条 市民の心身の健康を保持し、福祉の増進を図るとともに、福祉関係団体及びボランティアの地域福祉活動を支援するため、新潟市西川社会福祉センター(以下「センター」という。)を新潟市西蒲区旗屋701番地2に設置する。

(平18条例71・一部改正)

(施設)

第2条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) ボランティア室
- (2) 会議室

(休館日)

第2条の2 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(平17条例46・追加)

(開館時間)

第2条の3 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平17条例46・追加, 平19条例66・一部改正)

(利用者の範囲)

第3条 センターを利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) ボランティア活動又は健康の保持及び増進を目的として利用する福祉関係団体及びボランティア
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が適当と認めたもの

(利用の許可)

第4条 ボランティア室又は会議室(以下「会議室等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、会議室等の利用を許可しない。

- (1) 会議室等の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 会議室等の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 営利、宣伝又は営業上の目的で会議室等を利用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める場合

(利用取止めの申出)

第6条 利用者は、会議室等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の条件)

第7条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及びセンターの入場者(以下「利用者等」という。)に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(行為の制限)

第9条 利用者等は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 市長の許可を受けずに寄付金品の募集，物品の販売その他これらに類する行為
- (3) 施設又は設備を損傷する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長がセンターの管理上支障があると認める行為
(損害賠償)

第10条 利用者等は，施設又は設備を損傷し，又は亡失した場合は，その損害を賠償しなければならない。ただし，市長は，やむを得ない理由があると認める場合は，賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は，センターの設置の目的を効果的に達成するため，地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により，法人その他の団体であつて，市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(平17条例46・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第12条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは，事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は，前項の規定により申請をしたもののうち，提出された事業計画書等により，次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを，センターの指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること。
- (3) 事業計画に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有していること。

(平17条例46・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は，次のとおりとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) 第8条の規定による退去等の命令に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他センターの管理上，市長が必要と認める業務

(平17条例46・追加)

(秘密を守る義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(平17条例46・追加)

(個人情報の取扱い)

第15条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例46・追加)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例46・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条中「社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは、「社会福祉法人西川町社会福祉協議会」とする。

附 則(平成17年条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。